

カナダの年金制度と女性の立場

平 石 長 久

社会保障研究所調査部長

はじめに

本稿には、カナダの年金制度と女性の立場が論述されている。この論述で、筆者は年金制度と女性の立場をめぐる議論の推移を含めながら、年金制度を概述し、その制度における女性の立場を取上げている。

カナダでは、年金制度における女性の立場をめぐる議論は、10年の歴史をもっており、婦人の組織などによる会議も開催されてきた。年金制度における男性と女性の平等待遇を定めた法律は、1975年の国際婦人年に実施され、法律的には、男性と女性は一応同一の取扱いをうけることになっている。しかし、一般的には、女性の中で多数の人びとは、退職後の主要な所得を夫の年金と考えている。したがって、女性の年金に対する立場が女性にとってきわめて重要な問題であるにもかかわらず、この問題がまだすべての女性の関心を完全に得ていないと見えるということを、筆者は述べている。

以下、この論文の主要な部分（企業年金などの一部を除く）を示し、末尾に論評を添えることにする。（小見出しは本稿執筆

のために別に設けたものである）。

基本年金

1. 基本年金と補足的給付

一般的には、カナダの年金制度は三段重ね制度として説明されている。しかし、筆者は、とくに女性の立場を考慮して、四段重ねケーキ（a Four-Layer Cake）の形で年金制度を説明している。四段重ねケーキとは、老齢保障年金（訳注 基本年金に相当する公的年金）、カナダ年金制度（訳注 所得比例方式の年金。ケベックでは、ケベック年金制度と称するが、内容は同一である）、民間部門の私的年金（訳注 企業年金に属する私的年金），および各個人の貯蓄と投資である。

一番下の基本的な部分に当る老齢保障年金（Old Age Security-OAS）は老齢保障法（Old Age Security Act）で実施され、カナダの居住者は65歳でこの基本的な年金を受給する。月額228ドル（カナダ、ドル。以下同じ）は18歳以後に合計40年間以上居住したすべての老齢者に（年齢と居住期間を条件として）支給される。居住期間の受給条件に対して、

海外の動き

1977年以後、18歳以後の居住期間が10年以上で、40年未満の者は、10年刻みの期間にもとづき、不足の期間について年金から4分の1ずつを減額した年金が、支給されている。

老齢保障法では、所得保障補足給付(Guaranteed Income Supplement - GIS)と呼ばれる給付と配偶者手当(Spouse's Allowance - SPA)が用意されている。所得調査を条件とするGISは、基本年金を除いて、所得が全く無いか、あるいは、所得がほとんどない年金受給者の所得を補足するために支給されている。

1975年10月に採用されたSPAは、低所得年金受給者の配偶者で、基本年金を受給できない60～64歳の者を対象として支払われるが、夫婦の所得調査は夫婦双方の所得を合計して評価されている。

老齢保障年金(OAS)はカナダ政府の一般会計からすべての財源を調達している。年齢と居住期間だけを受給条件にして、財源を政府の一般会計に依存しており、また、郵送による毎年の所得調査にもとづく補足的な給付を用意するのは、この国的基本的な年金の特徴として指摘できる。受給者がかつて就労していたかどうかに関係なく、同一の資格条件で年金を支給する例は、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、および一部のヨーロッパの国々だけに見られられる。ちなみに、居住期間については、カナダは数カ国と社会保障にかんする条約を締結しており、カナダの基本年金を受給する場合に、これらの国々とカナダの居住期間を合計して、通算した形で受給資格を

認めることになっている。現在、このように居住期間を通算しているのはイタリア、フランス、およびポルトガルで、ギリシャ、アメリカ、スペイン、およびジャマイカは通算を交渉中である。

所得保障補足給付(GIS)は、前述したように、他の所得がほとんどないか、あるいは、全く所得のない者の老齢保障年金(OAS)を補足するために支払われ、6州と北西部の準州がこの補足的な給付を採用している。このGISは単身の受給者、夫婦2人の年金受給者、受給者が1人いる世帯に支給される。GIS給付は所定の条件によりOAS年金以外の所得の2ドル毎に支給額を1ドルずつ減額される。資産は受給資格の評価で考慮の対象から除かれるので、女性は受給資格の取得について、かれらの住宅や所有物を保有することができるし、その所有は非難されない。OAS年金とGIS給付は四・半期年毎に調整し、同一の小切手を用いて毎月支払われる。このGIS給付は、所得が単身者で月額708ドル(年額8,496ドル)、夫婦で458ドル(同、5,496ドル)になれば、受給資格を停止されることになっている。

配偶者手当(SPA)は、前述したように、OAS年金受給者の配偶者で、60～64歳の無年金者に支給される。支給額はOAS年金とGIS給付を組合せた金額になっている。

2. 補足的諸給付との組合せ

1982年1月には、OAS年金とGIS給付を組合せた支給額は、単身者では月額

456ドルで、夫婦では1人当たり月額404ドル（合計808ドル）であった。受給資格を評価する場合には、夫婦の所得は合計して評価されるが、年金の支給時には、夫婦の年金は各受給者にそれぞれ別な小切手で支払われる。このように組合せた夫婦の給付合計は貧困線にはほぼ等しい水準を保障するが、単身者の支給額は貧困線より約14%下まわってしまう。単身の受給者は主として女性で、このように水準の低いのは、女性にとって重要な問題である。1979年1月以前には、単身受給者の立場はもっと悪かった。その後、単身者のGIS給付に2種類の増額が行なわれ、それらは1979年1月に家計補足に加えた20ドルの増額と、1980年7月に実施された35ドルの増額であった。ちなみに、国民保健・福祉省の大臣は、経済的な情勢の許す限り、すべての単身受給者の所得を貧困線以上に引上げることを約束している。

GISとSPAの給付の最高額は、OAS年金以外になんらの所得のない世帯に支給され、SPAによる給付の最高額は、所得が上昇すれば、給付が支払われなくある水準まで、次第に減額される。現在、SPAの給付を停止される所得の上限は、月額1,012ドル（年額12,144ドル）である。

OAS年金の受給者のうち55%，つまり、約130万人が、所定の水準以下の他の所得を理由として、補足的なGISとSPAの給付を受給している。しかし、女性だけでみれば、OASの受給者812,000人のうち58%が、GISとSPAの給付を

受給しており、これらの女性はすべて最近実施されたGISとSPAの増額で支給額が高くなっている。大部分の老齢な女性は低所得であるが、かれらは予想されるよりは生活に満足していると報告されている。しかし、現在、老齢な女性が長年にわたりきびしく、また不安定な生活を経験してきたし、老齢年金の小切手がかれらの毎月取得する所得として最初のものであったということは、注目されるべきことである。

カナダ年金制度

第2段階として実施される所得比例方式のカナダ年金制度（Canada Pension Plan-CPP。訳注 ケベック州では、Quebec Pension Plan-QPP）は、退職、障害、死亡の事故に対して、所得を保障する手段を賃金労働者に提供している。この制度は全日制とパート・タイムの労働者を含めて、すべての労働者を対象として実施され、制度では、1.8%の拠出が強制的に徴収される。拠出は所定の年収にもとづいて算出され、1982年では、拠出の算出に用いる年収の最低は1,600ドルで、最高は16,500ドルであった。これら年収の下限と上限では、上限は1976年に制度が発足後、平均賃金の上昇を利用して引上げられており、下限は上限の10%にされている。ちなみに、CPPでは、使用者も加入者と同一の1.8%の料率で拠出を支払う。また、CPPは自営業者にも加入を認めており、自営業者は労使双方の拠出、つまり、3.6%の料率で拠出を支払うことになっている。

海外の動き

CPPは退職年金、遺族になった配偶者の年金、および障害への給付を含んでおり、所得比例の給付を用意している。しかし、上述した3部門の給付のうち、遺族と障害の給付は、定額の給付を含んでいる。また、遺児給付と障害年金受給者の子供への給付は定額給付になっている。なお、パート・タイムの労働者は、全日制の労働者の給付を利用した比例的な給付が支給されることになっており、定額部分を含む給付では、全日制の労働者の給付と等しくなるようになっている。これらパート・タイマーの給付と定額部分を含む給付は、いずれも収入の低い女性に有利な立場を与えることになっている。

ところで、CPPでは、職場の移転に対して完全なポータビリティを認めて加入が通算されることになっており、受給権が保護され、また、生計費指数の変化で調整されることになっている。このポータビリティによる加入の通算、年金権の保護、および生計費指数による調整は、いわゆる企業年金制度のもっていないもので、企業年金と比較したときの特徴になっている。

OASとCPPの両年金の合計は、1981年では、平均的な賃金取得者の場合、退職前の収入の約40%を代替していた。

前述したように、CPPは退職年金、遺族（配偶者）年金（再婚で支給停止）、死亡一時金、障害者の子供への給付、遺児給付（18歳未満の未婚の子供。全日制の学生は25歳未満）を含んでいる。たとえば、遺族（配偶者）年金と退職年金もしくは障害年金のように2種類の年金を組合せる場

合には、それらの給付が同一人物に同時に支払われるが、それらの給付の合計はある定められた最高額を限度としており、それを超える部分は支払わないことになっている。その最高額は現在308ドルである。

1977年に、カナダの国会はCPPに重要な改正を加えたが、この改正は1970年代の中頃に実施された連邦政府と州政府の包括的な検討にもとづくものであった。この改正はいわば「育児退職」とでもいうべきものである。つまり、CPPは加入者の全稼得期間を対象としており、加入者が幼児を育てるために退職すれば、収入のないその期間が将来の年金権に重大な影響を与えるので、加入者は不利益を蒙る。このような例はとくに女性に多い。改正はこのような不利益を救済するために採用されたものである。

現在、加入者は育児で退職した期間を当人の全加入期間に15%の期間を含めることができる。つまり、7歳未満の子供を育てるために職場を離れた母親もしくは父親は、CPPの年金を計算する場合に、一時的な加入の中止を認められることになる。その結果、これらの人びとは受給資格と年金の水準を保護されるようになる。しかし、国会のこの改正は、国会で支持されるだけでは不十分で、全人口の3分の2を占める3分の2の州が承認しなければならないことになっている。現在、9州がこの改正を承認しているが、オンタリオ州は承認を保留している。したがって、この育児退職の手段はまだ実施されていない。もっとも、独自な立場を続いているケベック州では、

前述したQPPの制度でこの方法をすでに実施している。残りの州では、連邦政府、婦人団体、王立年金委員会の圧力にもかかわらず、オンタリオ州の承認保留により、この方法は実施されないので、子供を育てる女性労働者は年金権の維持・確保について危機に曝されている。

また、他の重要な改正として、CPPでは、1978年にある改正が採用された。この改正はいわば「年金権分割」規定とでもいうべきものである。この改正では、婚姻3年以上の夫婦が離婚した場合に、婚姻期間中に夫と妻の双方が取得した年金権は、両者の間で平等に分け合うことができる。この改正で利益を受けるのは、婚姻期間中に当人自身で年金権を取得する機会をもつていなかっただけでなく、あるいは、そのような機会の乏しかった女性で、とくに主婦専業の妻がこれに該当する。また、この改正は夫より収入のかなり低かった妻にも利益を与えることになる。1981年6月現在、2,775件の年金権分割が申請された。1979年には、59,000件の離婚が記録されているが、これと上記の申請からみれば、年金権分割はまだ十分に普及していないといえる。

法人組織でない企業に従事する配偶者も、他の改正で利益を受けることになる。かれらの俸給と年金制度の適用で不利益をうけた配偶者の立場は、数年来問題になってきたが、カナダでは多数の女性が自営の小規模な企業や農場で長時間にわたり労働に従事し、世帯の稼働活動に参加し、家計と世帯の福祉に寄与してきた。この問題はケベ

ックの婦人団体などが国際婦人年に取上げた。この問題については、所得税法の改正により、法人組織でない小企業で企業に従事する配偶者に支払う俸給は、現在では、企業収入から控除されている。また、CPPの改正により、1980年から、そのような俸給はCPPの制度で年金権を取得できるようになった。この改正により、従来、CPPへの加入を拒否された多数の女性が制度に加入できることになった。

上述したように、CPPの制度では、女性の立場はかなり改善されたが、まだ問題が残っている。たとえば、主婦専業の配偶者とCPPの関係もその1例である。これらの問題については、まだ議論や検討が続けられている。

結び

カナダは広大な国土（不毛の地も少なくないが）に豊富な各種の地下資源をもち、人口が少なく、しかも、人口の年齢は若い。この国は南半球のオーストラリアなどとともに、来るべき21世紀に健康度のすぐれた国として発展を期待される。上述した要約はこの国の年金制度と女性の立場を中心として論述されており、併せて、年金制度の特色と問題の一部が示されている。

この国の年金制度は基本的な老齢保障年金制度（OAS）を基盤とし、その上に後から採用された所得比例方式のカナダ年金制度（CPP）を積上げて複合的な二段重ねの仕組みで構成されている。OASは全員を対象として、いわゆる社会保険の手段を用いないで、すべての財源を一般会計

海外の動き

に依存している。また、老齢年金の受給資格は男女いずれも65歳の年齢と18歳以上の居住期間だけを条件としており、加入期間や拠出の負担などは受給条件に無関係である。換言すれば、OASの老齢年金は性別、従前の所得や職業の有無などに無関係に支給されることになっており、男性と女性には平等待遇が実現されている。このような制度も1つの特色となっており、これに類似した制度は一部の国々でも実施されている。ちなみに、このような仕組みの制度は特殊な社会では可能であり、たとえば、所得の上位と下位の格差が小さい社会で成功する可能性が高い。両グループの所得格差が余りにも大きすぎる不健康な社会では、このような仕組みは効果を期待するのが困難である。

ともかく、OASの仕組みによる年金制度では、経済社会の諸条件、制度の本質的な目的、無差別の包括的な適用、租税に依在する一般会計からの資金、その他各種の理由から、高い給付水準を期待できないのが通例で、給付水準の低いのは当然である。したがって、このような制度では、年金以外の所得が無いか、あるいは、所得の低い者に対し、所得調査などを条件として、各種の名称や形態の補足的な給付を用意し、基本的な給付を補完する方法がよく用いられている。カナダでも、OAS以外に所得を得ていない者に対して、OASを補足するために、所得調査を条件にして、所得保障補足(GIS)の給付が用意され、水準の低いOASを補足することが意図されている。

OASとGISは男性と女性にいずれも同一条件により、同一の給付が用意されており、これらについては、性別により女性が不利益を蒙ることはない。OASとGISを組合せる場合、GISの所得調査は夫婦の所得を合計して評価するが、OASとGISの給付は夫婦のそれぞれに別々の小切手で支払う形を用いている。夫と妻にそれぞれの小切手で給付を支払うのは、一見無駄が多いように見える。しかし、観点を変えるならば、夫と妻をそれぞれ独立した人格を有する存在とみなす基本的な考え方方が貫かれており、妻は夫に付属するものではないという女性の立場が、明確にされていることになる。

年金年齢は65歳であるから、老齢年金の受給者の配偶者でも、65歳未満であれば、なんらの年金も受給できない。このような状態に対して、配偶者が60~64歳であれば、低所得の年金受給者に配偶者手当(SPA)が用意され、老齢者の生活を支える手段が実施されている。この手当は実質的には配偶者に対する加給年金の役割を果しているが、年金年齢以前の年齢を対象としているので、「年金」の名称を用いないで、「手当」の名称を用いており、受給者が65歳に達したときに、老齢年金に切換えられることになっている。SPAの給付は低所得の老齢年金受給者の配偶者を対象としているので、所定水準以上の所得を有する場合、SPAの支給対象から除外されるが、このような方法は行きすぎた権利意識や形式的な条件にこだわることなく、必要性の存在に対して給付を提供する方法

が用いられている。この方法は不必要的給付を抑制し、必要性の存在を給付の根拠にするもので、手段の運用によっては、妥当な方法といえる。

S P Aの給付は最高額をO A SとG I Sの合計になるように設計されており、年齢による配偶者の不利益は一応回避できることになっている。一般的には、夫婦には年齢差があり、女性の年齢が夫より低いのが通例で、その年齢差はほぼ5歳程度とされていた。S P Aの給付は65歳の年金年齢より5歳低い60歳から64歳までの年齢に対して、年金に結びつかない配偶者に給付を用意している。このS P Aにとくに関連をもつのは女性で、この給付により、女性の立場は保護されている。

ところで、O A Sの受給者のうち、G I Sもしくは（および）S P Aの給付も受給する者が多いが、本来、少なくともある最低限の所得を確保させようと意図するO A S年金は、水準が低いので、補足的な給付を受給する者が多いのは当然である。また、このような状況は、O A Sの年金以外に、他に多額の所得を取得する者が少ないと物語っているといえる。もっとも、このような評価には、所得調査に用いる所得の上限も考慮に含めなければならない。本文の論述を参考すれば、所得調査に使用する所得の上限は、夫婦で平均賃金の約40%程度（単身者で約25%程度）になっている。これらの状況は平均賃金に対するこの制度の所得までは、G I SやS P Aをまだ受給できることになるし、年金と年金以外の所得を合計して取得すれば、それらの合

計はそれ程低くないことになる。ちなみに、O A SとG I S（減額なし）の合計は、夫婦で平均賃金の50%に近くなり、所得調査の所得上限を辛うじて越える所得とO A Sの合計は、夫婦の例では60%を若干下まわることになる。

夫婦のO A SとG I Sの合計は、上述したように、平均賃金を大幅に下まわらないが、単身者の給付（O A SとG I S合計）は平均賃金をかなり下まわる。単身者の給付水準は改善されたが、水準はまだ低い。しかも、単身者の受給者に女性が多いので、問題が残っている。

いずれにしても、O A Sとこれを補足するG I SとS P Aの諸給付は、適用、受給資格、給付水準などについて、男女の性別に平等待遇が実施されているので、女性が特に不利益を蒙ることはない。しかし、所得比例方式のカナダ年金制度（C P P。ケベックではQ P P）では、男性と女性で不平等が残っている。

C P Pは所得比例方式の制度であるから、稼得活動の従事者が対象となり、稼得活動に従事しない家事専業の女性は対象から除外される。C P Pの制度では、労使双方が折半方式の拠出を支払うが、この制度は自営業者にも適用され、使用者をもたない自営業者は、被用者に対する労使双方の拠出合計を負担している。自営業者のこの拠出は一見重すぎるように見えるが、被用者と同一の条件で同一水準の給付を求めるのであれば、この負担は当然である。

C P Pの制度は所得比例の負担と給付を定めているが、男女で賃金に格差が存在す

海外の動き

れば、その格差は年金に反映される。一般に女性はパート・タイムの雇用が多く、職場を移動する機会が多く、賃金も低い傾向があり、その結果、それらが女性の年金に不利益をもたらすことになる。ちなみに、パート・タイマー、家業に従事する配偶者、障害の家族の世話などについては、かつて、女性は適用を除外され、不利益を蒙ったが、現在では、これらも適用対象に含まれるので、不利益は緩和されている。また、CPPでは、職場の移動に対してポータビリティが認められ、加入が通算されるので、雇用期間が比較的に短かく、職場を移動する例の多い女性も年金権が保護されることになる。

ところで、特筆されるのは、出産や育児による雇用の中止に対して、CPPの制度に加入する期間について、弾力的に特殊な取扱いが実施され、制度からの一時的な離脱が認められていることである。この取扱いはとくに女性の年金権を保護するために効果がある。また、離婚時に、婚姻期間によって夫婦で年金権を平等に分割する方法が用いられている。この方法では、稼得活動に従事しなかった家事専業の女性は、年金権を確保できることになり、この方法は女性の不利益を解消するのに有効である。本来、夫の労働力の再生産に寄与する主婦

の役割は大きく、夫の稼得活動を支える妻の寄与は大きい。夫が稼得活動により年金権を取得するには、妻の役割も寄与しており、家事専業の妻が夫の年金権とともに妻自身の潜在的な年金権を取得していたことになり、上述したように、年金権を平等に分割するのは当然である。

さらに、女性と年金制度では、併給もある上限まで受給を認める方法を用いており、女性にも有利な給付が認められている。この方法には、それぞれの考え方や立場により、異論もあり得る。それはともかく、この国では、この方法が有效地に利用されており、そのような異論には、より弾力的な考え方やより広い立場で、この国の各種の諸条件をよく観察する必要がある。

カナダの年金制度と女性の立場では、女性の不利益はかなり改善されている。しかし、まだ各種の問題が残っており、今後の改善に努力が続けられている。

資料

Freda L. Paltiel. Women and
Pensions in Canada. International
Social Security Review, No. 3.
1982. pp. 333 ~ 344.